

## 国内受注型企画旅行 ご旅行条件（要約）

（旅行業法第 12 条の 4 による旅行条件説明書面） この書面は、旅行契約が成立した場合は契約書面の一部になります。

この旅行は株式会社ルール・アワーが企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と受注型企画旅行契約を締結することになります。

ご旅行条件につきましては、下記条件の他、コースごとに記載されている条件、ご旅行案内（パンフレット）、確定書面および当社旅行業約款（受注型企画旅行契約の部）によります。

### ■企画料金

企画料金は旅行費用とともに企画書面において一括して表示します。場合により、個別に明示することもあります。

### ■旅行のお申込みおよび契約の成立時期

- 1) 当社は電話・郵便・ホームページその他の通信手段による旅行契約の予約申込を承ります。
- 2) 申込に際しては、申込書に所定の事項の記入、当社が定める金額の申込金（その内訳として金額が明示された企画料を含みます）が必要となります。
- 3) 歩行や視聴覚などがご不自由な方、車椅子などの器具をご利用になっている方、重篤なアレルギーのある方、身体障害者補助犬をお連れの方、その他特別な配慮を必要とする方は、お申込みの際に必ずお申し出ください。旅行中に必要となる措置の内容を具体的にお伺いし、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。また、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。お客様からお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申込みをお断りし、又は旅行契約を解除させていただくことがございます。なお、お客様からのお申し出に基づき、お客様のために講じた特別な措置に要する費用が発生する場合は原則としてお客様の負担とさせていただきます。
- 4) 旅行代金のご入金は旅行開始日の 21 日前（日帰り旅行は 11 日前）までに全額をご入金ください。
- 5) 旅行契約は、当社が締結を承諾し、旅行代金全額を受理した時に成立するものとします。「クレジットカード」の場合は、当社が契約の締結を受諾する旨の通知を発した時点で成立します。

### ■企画書面

- 1) 当社は、依頼内容に沿って旅行を企画し、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金の額、旅行代金に含まれない旅行に必要な費用その他の旅行条件を記載した企画書面を交付します。
- 2) 企画書面に記載した日までに、企画内容について承諾又は不承諾の通知をお願い致します。

3) 前号の一定の期間内に旅行者からその通知がない場合は、当社は企画は不承諾となったものとみなします。

### ■旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示した運送機関の運賃料金、宿泊料金、観光入場料金、食事代、ガイド・添乗員同行コースの必要経費等になります。上記諸費用はお客様のご都合により一部利用されなくても払い戻しはいたしません。

### ■契約の変更

企画書面承諾後、契約内容の変更の申し出があったときは、可能な限り対応させていただきますが、変更のために運送・宿泊機関等に支払う取消料、違約料をご負担いただくほか、下記の変更手数料金をお支払いいただく場合がございます。

- ・運送・宿泊機関及び観光施設の変更…変更にかかる部分の変更前の旅行費用の 20%以内
- ・旅程の変更…変更にかかる部分の変更前の旅行費用の 20%以内

### ■お客様のご都合による旅行契約の解除・払い戻し

旅行契約成立後、お客様のご都合で契約を解除される場合は、次の金額の取消料を申し受けます。

| 国内旅行 取消日区分               |           | 取消料（おひとり）                                       |               |       |
|--------------------------|-----------|-------------------------------------------------|---------------|-------|
|                          |           | 宿泊付き旅行                                          |               | 日帰り旅行 |
|                          |           | 国内旅行<br>（バス旅行を除く）                               | バス・タクシー等による旅行 |       |
| 企画料金に相当する金額              |           | 以下に掲げる場合以外の場合<br>（当社が契約書面において企画料金の金額を明示した場合に限る） |               |       |
| 旅行開始日の前日から<br>起算してさかのぼって | 20日目～15日目 | 20%                                             | —             | —     |
|                          | 14日目～11日目 | 20%                                             | 20%           | —     |
|                          | 10日目～8日目  | 20%                                             | 20%           | 20%   |
|                          | 7日目～2日目   | 30%                                             |               |       |
| 旅行開始日の                   | 前日        | 40%                                             |               |       |
|                          | 当日の集合時間まで | 50%                                             |               |       |
| 旅行開始後の取消または無連絡不参加        |           | 100%                                            |               |       |

※参加人員減、旅行開始日・コースの変更は取消しとみなされ、取消料がかかります。

※「バス・タクシーによる旅行」とは、主要な交通機関がバスまたはタクシー等の専用貸切車両利用となる旅行になります

### ■団体・グループ手配

1) 当社は、代表者（以下「契約責任者」という。）が構成員の受注型企画旅行契約の締結に関する一切の権限を有しているものとみなして当該旅行契約に関する取引等を契約責任者との間で行います。

2) 当社は、契約責任者が構成員に対して現に負い、又は将来負うことが予想される債務又は義務について何らの責任を負うものではありません。

3) 受注型企画旅行契約が締結された場合は、契約責任者は当社が定める日までに構成員の人数を通知し又は名簿を当社に提出しなければなりません。

4) 当社は、契約責任者から構成員の変更の申し出があった場合は可能な限りこれに応じます。構成員の変更によって生じる旅行費用の増減は構成者に帰属するものとします。

#### ■旅行開始前の当社による旅行契約の解除及び払い戻し

お客様の人数が、最少催行人員に達しなかったときは、旅行開始日の14日前（日帰りは4日前）までに旅行の実施を取り止める旨をご連絡し、すでにお支払いいただいている旅行代金全額を払い戻して、旅行契約を解除します。

#### ■当社の責任

1) 当社は、当社又は当社の手配代行者の故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます（お荷物に係る賠償限度額は1人15万円）。

但し、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限りです。

2) 次のような場合は原則として責任を負いません。天災地変、戦乱、暴動、運送宿泊機関の事故若しくは火災、運送機関の遅延、不通又はこれらのために生ずる旅行日程の変更若しくは旅行の中止、官公署の命令、出入国規制、伝染病による隔離、自由行動中の事故、食中毒、盗難等

#### ■お客様の責任

お客様は旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについては記載内容と異なるものと認識した時は、旅行先で速やかに当社または旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。また、お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。

#### ■特別補償・旅程保証

当社は、特別補償規定に基づき、受注型企画旅行参加中に旅行者の身体に生じた一定の損害について、補償金及び見舞金を支払います。ただし、「無手配日」における事故などが原因の場合は対象外となります。また、当社の定める旅程保証規定に基づき、ご旅行内容の変更があった場合には、変更補償金を支払います。

#### ■約款準拠

本旅行条件説明書面に記載のない事項は当社の旅行業約款（受注型企画旅行の部）に定めるところによります。

#### ■個人情報の取扱いについて

1) ご提出いただいた個人情報について、お客さまとの連絡や運送・宿泊機関等の手配のために利用させていただくほか、必要な範囲内において当該機関等に提供いたします。

- 2) 当社取扱の商品、サービスに関する情報をお客さまに提供させていただくことがあります。
- 3) 上記のほか、当社の個人情報の取り扱いに関する方針については、当社のホームページでご確認ください。

#### ■旅行業務取扱管理者

当社では、当社とお客様の間の円滑な取引のため、旅行業務取扱管理者を選任しております。

総合旅行業務取扱管理者 菊池 真由美 曾我 富子

お問い合わせ 電話 029-869-4041

メール [info@rallhour.com](mailto:info@rallhour.com)